

民進党の逢坂誠二です。私は民進党・無所属クラブを代表して、質問を致します。

私は今、激しい怒りの中にあります。

その怒りの一番目は、今村復興担当大臣であります。一昨日の記者会見で、福島第一原発事故の自主避難者に対して「本人の責任でしょう。裁判でも何でもやればいいじゃないか」等と発言したのみならず、記者の質問に激昂し「出て行きなさい。二度と来ないでください」等と暴言を吐くという、信じられない事態を引き起こしたのです。自主避難されているみなさんの心を逆撫でするばかりか、ああした場面で冷静さを保てない今村復興担当大臣は、即刻、辞任すべきものと思いますが、総理の見解を伺います。

怒りの二番目は、安倍政権の隠蔽体質です。

森友学園への不透明な土地払い下げ、南スーダンPKOの日報、文部科学省の違法な天下りなど、国会で様々な質問をしても一向にその真相が明らかになりません。その理由は、麻生財務大臣、石井国土交通大臣、稲田防衛大臣、松野文部科学大臣、いずれもが問題の詳細を明らかにせず、問題解決を先送りしているからであります。特に森友学園問題は、安倍総理夫人関与の懸念が未だに払拭されてはおりません。これらの問題の解明に向け、安倍内閣の隠蔽体質を早急に是正すべきと思いますが、総理の見解を伺います。

怒りの三番目は、法案審議の順番を無理やり入れ替えて、性犯罪厳罰化法案の審議を後回しにしたことです。

強姦罪を110年ぶりに見直す性犯罪厳罰化法案は、性犯罪被害に悩む多くの皆さんが待ち望んでいた法案です。それにも関わらず、国民から批判のある共謀罪法案を先に審議するのは、非人道的であり、政治の優先順位を間違えた言語道断の暴挙なのです。法案審議の順番を検討するのは国会の役割ですが、性犯罪厳罰化法案の優先度は、共謀罪法案よりも低いと考えておられるのか、総理、さらに法務大臣の見解を伺います。

安倍総理は、共謀罪法案に関し、一般の方は対象にならないとか、従前の共謀罪とは全く違うと繰り返し明言されました。しかし、この間、その根拠を総理、金田大臣ともに全く説明することができない始末です。金田大臣に至っては、約40問近い疑問に関し、ほとんど答えられず立ち往生し、成案ができたなら答えるとなりましたが、私たちは、成案閣議決定後の今も、その十分な答えを聞いてはおりません。そんな中、この法案の審議に入るのには、全く納得のできないことではありますが、強行的に本会議が開催されましたので、止む無く法案の内容について質問をさせていただきます。

《成立を急ぐ理由》

共謀罪法案は、過去3度廃案になりました。今回、第二次安倍政権が樹立してからおよそ4年を経て、新たな共謀罪法案が出てきました。総理は、条約締結のための国内法整備が必要と主張しますが、必要性が高いと言う割には、その動きは緩慢であったと言わざるを得ません。総理、今になって急に必要性を強調されていますが、なぜ第一次政権で1年間の審議を放置したのか、また二次安倍政権になって4年間も提出に至らなかったのか、その説明を求めます。

《世界一安全なのか、不安な国なのか》

総理は、今年1月衆議院本会議で「国内法を整備し、条約を締結できなければ東京五輪・パラリンピックを開けないと言っても過言ではない」と答弁されました。

一方、オリンピック招致のため、ブエノスアイレスで2013年に行った演説では、「2020年を迎えても世界有数の安全な都市、東京で大会を開けますならば、それは私どもにとってこのうえない名誉となるであります。」と高らかに宣言していました。

海外と国内でまったく異なった発言をする、総理の二枚舌に呆れるほかありませんが、総理の発言がいずれも正しいとすれば、東京は、僅か3年半の間にオリンピック開催もままならないほど危険になったということなのではないでしょうか、総理、明確にお答え下さい。

総理の1月の衆議院本会議での答弁は、共謀罪法案を作らなければ、日本はテロに晒され、テロに対抗できない危険な国であるという誤ったメッセージを世界に向けて放ってしまったと、私は受け止めています。日本国内でも、非道で悲しい事件が起きることがあるものの、多くの皆さんの努力によって日本は世界でもトップクラスの治安の良さを誇る国だと、私は考えています。もし、私の考えに賛同するのであれば、日々、日本の治安維持を担う人たちの努力を貶めたことに対し、総理は謝罪をすべきです。総理の考えをお示し下さい。

総理は、共謀罪法成立と条約締結がテロ対策・組織犯罪対策の切り札であるかのような発言を繰り返しています。しかし、世界に目を向けると条約を締結している国であってもテロを防ぎ切れていないことは、一目瞭然です。また単独犯によるテロは、この法律案の対象とはなっていません。

テロ対策が必要なことは当然です。しかしテロ対策を口実にして、共謀罪法案の成立を画策するのは実に姑息な手口です。この共謀罪法案はテロ対策の万能薬でもありませんせんし、本来、有効なテロ対策のために優先して行うべきことは、私は、島国日本の特性を考慮した水際対策の強化、さらに残されたテロ対策関連国連条約の締結、加えてサイバーテロなど、テロに対して手薄な個別分野の強化だと考えますが、総理の見解を伺います。

《条約締結の別の手段をとらない理由》

国際組織犯罪防止条約が批准の際に求める犯罪化の手法に関し、日本の法体系では例外的な位置づけでしかない共謀罪を、なぜ包括的に犯罪化することにこだわるのか、金田大臣の答弁を求めます。

日本の刑事法体系において、条約が求める包括的共謀罪も参加罪も国内法の基本原則にそぐわないことが自明であるにもかかわらず、留保という手段を行使しない理由は何であるのか、岸田外務大臣に答弁を求めます。

《外務省の過去答弁との整合》

今回の共謀罪法案では、日本の刑事法での重大な676犯罪のうち、277犯罪を対象としました。これは、2005年10月に、政府が、閣議決定まで行って否定した「重大な犯罪の選別」そのものです。

なぜ当時、野党の質問に対し、犯罪を選別できないと答えたのか。またなぜ今回選別をしたのか、またなぜ選別をしながら条約締結の国内法整備を達成できると言えるのか、金田法務大臣および岸田外務大臣に答弁を求めます。

《テロ対策》

今回、「共謀罪」に「テロ等準備罪」というまやかしの愛称をつけ、共謀罪の危険な本質を隠蔽しようとしています。ところがこの法案の当初案には、テロリズム集団の文言は皆無であり、与党議員の懇願で慌てて今回の法案に「テロリズム集団」の文言を付加したと報道されました。しかし、急ごしらえで付加された「テロリズム集団等」は、例示に過ぎず、この法律のなかではまったく意味をなさない飾りに過ぎません。

真にテロ対策をうたうのであれば、特定秘密保護法と同様にテロリズムを定義したうえで、まずその定義に当てはまる集団に的を絞った法制を採るべきであると考えますが、なぜ今回の法案では、「テロリズム集団」でさえも例示的記載に留まったのか、法務大臣の答弁を求めます。

《組織的犯罪集団》

総理は、今回の法案は、その主体を組織的犯罪集団に絞ったと言い切っていますが、一方で目的が一変した場合は、それが犯罪集団という説明も繰り返しています。しかし、捜査側が組織の目的が一変したかどうかを判断するためには、一変する経過を常に調べていなければ、犯罪集団を早期に検挙し犯行を抑止することはできません。

そうなってくると、本法は恒常的な監視が前提の法律と受け止めざるを得ません。国民監視と結びつかないと断言できるのであれば、その論拠をお示し下さい。

冒頭に述べた通り、我々は、性犯罪厳罰化法案を、共謀罪法案よりも先に審議すべきと強く主張しており、今回の共謀罪法案の審議入りには反対です。しかし、与党が強制的に共謀罪法案の審議にどうしても入るといふならば、我々には提案があります。

この法案は、議論すべき論点が満載です。そこで、議論すべき論点を私たちが提示させて頂き、その論点ごとに参考人質疑も含め丁寧に議論すること。さらに金田大臣も望んでいた通り、論点によっては外務大臣にも法務委員会に出席頂くこと。審議入りの概括的質疑と審議終盤の総括的質疑には、総理大臣、外務大臣にも同席して議論を深めること。これらのことを審議入りの前提として提案させて頂きます。

自公両党が共謀罪法案の審議入りに合意した去る3日に、自民党の竹下国対委員長は、記者団に対して「国民に分かりやすく充実した審議をしなければならない。時間をきちんと取る」と話されております。

古川与党筆頭、さらに公明党の國重理事、さらに与党の理事の皆さん、充実した審議のために、是非、我々の提案を受け入れて頂き、十分な審議を行おうじゃありませんか。

自民党の広報本部長を勤める平沢勝栄衆議院議員は、4月1日放送のTBS報道特集という番組の中で次のように語られました。

「今回の法律が通れば捜査当局に権限が与えられて、捜査当局の監視の目が強まる。市民に関する監視の目が強まることは間違いない。通信傍受は人権を侵害するおそれはある。（犯行の合意に関して）メールでやってもよい。LINEでやってもよい。そういったものも傍受することも将来的に可能性はあると思う。犯罪者の周辺にいる人物には迷惑がかかるでしょう。」

与党の広報本部長の、共謀罪法案に関する極めて重要な全国への発信をご紹介させて頂きましたが、安易に、誰でも犯罪集団構成員とみなしうる犯罪を創設すべきではないことと、十分な審議を行うことを訴え、質問とします。